南のかぜだより

＊＊＊　第6号　＊＊＊
発行日　２０１８年１月吉日
発　行　特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ

当法人は今年で開設以来５年目を迎え、地域のみなさま方とも少しずつではありますが交流を進められるよう努力を重ねているところです。

このたび、昨年より進めてまいりました「わたしの物語をつむぐ～あすへのノート～」を発刊するに至りました。これもひとえに地域のみなさまのご協力の賜物と感謝申し上げます。

このノートは誰でも使えるように工夫を凝らしたものであり、みなさま方には是非お手にとり、ご活用していただけましたら幸いです。また、使い勝手やお気づきの点などについても忌憚のないご意見等を寄せていただけますようお願い申し上げます。

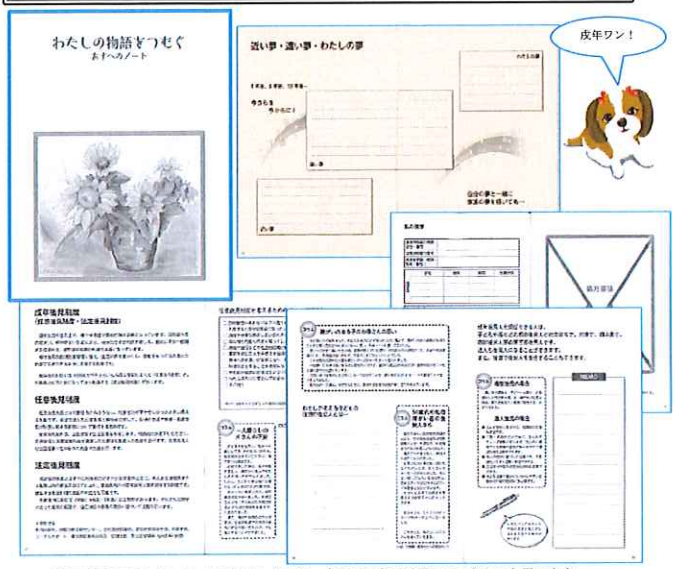

「私の物語をつむぐ」ノートが完成しました。今後の活動に活用していきたいと思います。
お問い合わせは、南のかぜ事務局までお願いいたします。

被後見人の選挙を支援して

家庭裁判所に初回報告を出したばかりで、やっと親交が図れるようになったKさんの投票支援について報告します。

Kさんは、長年、入退院の生活で、現在の病院は入院して３年が経過しています。病気のため食べ物などにも制約があり、後見人が面会時に持っていくものは要望を聞いて、看護師さんに許可をもらって差し入れるということになっています。Kさんの最初の要望は、食べ物ではなくて、ラジカセプレーヤーでした。「入院が長くなったので、自分のラジカセが欲しい。」と言われ、看護師さんに許可をもらい届けました。次には昔のアイドルのCDをという要望があり、それを届けたばかりでした。

面会室で、「選挙の投票所入場整理券を預かっていますが、選挙は行きますか？」と聴くと、「選挙？―行かない。」と即答されるので、「なんの選挙か解りますか？」とさらに聴くと、少し間があって、「…中央の……」と聞き返されたので、「全国一斉の衆議院議員選挙ですよ。」というと、「選挙行く。」と答えが変わり、「北朝鮮がミサイル発射とかして危ない」と言う話になりました。

面会室を出て、一緒に看護師長に選挙の投票をしたいと言いに行くと、投票ができるように連絡を取ってくれました。投票所入場整理券がなくとも病院で不在投票ができました。

指定病院（不在者投票ができる病院）でしたので、入院患者全員に投票の説明は行われていました。面会を通して、Kさんの投票意思を実現することが出来ました。

杉谷　邦子
小沢　洋一

成年後見制度利用促進法を紐解く

～利用促進法が求める新たな権利擁護の担い手・市民後見人～

成年後見制度は、'00年4月に介護保険制度と車の両輪としてスタートしていますが、「介護の社会化」が進む一方で、その利用は、担い手不足や中立人の不在等、課題が多く利用が進んでいないのが実情です。そこで、'15年4月に成年後見人制度利用促進法が施行されることに至りますが、その基本理念として、①成年後見制度の理念の尊重②地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進③成年後見制度の利用に関する体制の整備が挙げられています。

②に掲げられた地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進を図るには、地域における成年後見制度の利用にかかる需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保することにより、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする」とあり、市民後見人の力なくして利用促進は図れないとし、大いに地域住民の力が期待されています。

そして、利用促進法第二十三条には、「市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市区町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。」とあります。つまり、利用促進法に基づき、介護保険制度同様、より地域に密着した地域の行政が中心となって国が策定した利用促進基本計画を勘案し、市区町村ごとに基本計画を策定し、その担い手である市民後見人を育成、実施機関を設置し、後見の社会化」に取り組むべきものとしています。今後、私たち自分たちの居住する市区町村が、どのようなかたちで市民の力を活用し成年後見制度の体制創りに取り組んでいくのか、参画していきたいところです。

大熊敏子

法律事例検討会（会員限定サービス）
日時：毎月第４金曜日午後
場所：ソーシャルネット南のかぜ

後見活動に関する法律的な相談会を実施しています。弁護士に確認することで法的な根拠にもとづく成年後見活動を実施していくことが可能です。

研修、勉強会に参加して

権利擁護講座に参加して

貴法人の研修 ―任意後見制度と成年後見制度を学びましょう― に参加させていただきました。

【感想】

① 申し立て件数推移として、保佐開始が年々増えてきており、本人との関係別件数として、社会福祉協議会・市民後見人が増えてきていることが、グラフから読み取れた。稲城市の成年後見の報酬助成について質問したところ、稲城市は成年後見制度利用支援事業として、障がい者への報酬助成はあるが、高齢者には生活を変えたい気持ちと、変ないとの回答があった。これについては、稲城市の制度の遅れに疑問視する意見が上がり、関係機関が市役所へ働きかける必要性を感じた。

② 南のかぜが実際にされている支援などを聞き、地域福祉権利擁護事業との違いがわかった。

③ 地域福祉権利擁護事業の役割を再確認でき、成年後見利用に向けた相談・支援の参考になった。

貴重な機会をいただきまして、ありがとうございました。あんしんいなぎ　安齋真弓

動機づけ面接 ～共感を伝えることの大切さを知ろう～

先日職場で動機づけ面接について学ぶ機会を得ました。とても考えさせられる内容でしたので感想をお伝えします。

動機づけ面接とは、否認の病ともいわれるアルコール依存症の方たちの支援から生まれてきた面接法です。前提として、相談に来ている方は、生活を変えたい気持ちと、変わるのが怖い・変えたくない気持ちの両方があり、両方の気持ちの中でゆれ動いているとの事です。それはまあ普通にそうだと思います。

そこで、たとえば、「病気をしたことのない人にはわからないでしょ」と言われた時に、私達は、「たくさんの利用者さんをみてきたから知っていますよ。」などと言いがちですが、これは、「そんな事は言っちゃだめ。おだまり！」と言っているのと同じとの話がありました。動機づけ面接では、「病気したことのない人にはわからないでしょ」に対して、「この病気で、どれほど辛いか私達に分かってほしいということ・・・（ですね）」と返すそうです。それは、相手に対して、もっと話してという事なのです。

この話は、自分自身を顧みたとても共感させられました。たとえば、「寂しい。死にたい。」と言っている目の前の方に、「○○さんはお友達もいるし、ご家族もいるし・死にたいなんておっしゃらないで」なんて、良く言っているかも・・・。それは結局、愚痴るなって言っている事と同じなのです。そうではなくて、寂しさを認めて共感する・・・事がその人が求めている事なのでしょう。

他にも、もっともっと奥深い面接法だったので、これからも学んでいきたいと思いました。

田村篤子

【一口メモ・冷や飯の力】

温かいご飯が冷えて**「冷や飯」**になるとでんぷんの状態が変化し、消化しやすいでんぷんから**「難消化性でんぷん」**という消化しにくいものに変わり、そのでんぷんの腸内での働きによって脂肪がよく燃えてくれるのです。また、「レジスタントスターチ」というありがたーい成分が出現し、消化吸収されにくく、カロリーになりにくいという**「快調でんぷん」**、**「普玉の糖質」**に変化。食物繊維のような性質を持ち、小腸で消化吸収されずに大腸に達し、大腸を掃除に掃除してくれます。

冷や飯で食べることで、食べても太らないのです。

お電話下さい　TEL・FAX　042-379-8485
弁護士による専門相談（有料・予約制）
～遺言・相続・成年後見制度・任意後見制度利用等～
日　時：毎月第２木曜日①13：30～②14：30～
相談料：３０分　５０００円
場　所：ソーシャルネット南のかぜ事務局
一般相談・随時受付
～福祉・介護保険・障害者総合支援法・成年後見制度・権利擁護に関すること～
初回２時間無料（来所相談・訪問相談（要予約）・電話相談含）※２時間以降は有料

５つの生活場面（個人の権利、生活環境、健康管理と医療、労働と社会生活力の向上、安全な環境）

Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

米国ニュージャージー州の人権保護団体(The Guardianship Association of New Jersey, Inc)が刊行している「日常生活における権利と責任を具体的に理解するために "Where Human Rights Begin: Human Rights and Guardianship for Individuals with Developmental Disabilities"」という発達障害（developmental disabilities）者のための活動報告書の第１部に自己決定：権利と責任の例が記載されています。その中の「26の権利と責任 "Summary Chart Of 26 Human Rights"」について、この「南のかぜだより」に連載しています。（1.「Respect」は前号に記載）。

５．「GUARDIAN」後見人について

個人の権利の第５は、後見人に関する権利です。

To have a limited or general guardian, if you need one
「あなたが必要とする場合、包括的または特定の事柄をサポートしてくれる後見人を選ぶ権利がある」とあります。

そして、その権利に伴う責任として、３つの例が書かれています。

To talk with your guardian, agent, or advocate what you are thinking about, what you want, or what you need
「あなたが考えていること、したいこと、必要としていることについて後見人、エージェントまたは擁護者と話すこと」

To ask the judge to reverse your guardianship
「後見人の選任を取り消すよう、裁判官に求めること」

To appoint someone who you trust to be your Power of Attorney
「あなたが信頼する人を代理人に選ぶこと」

この権利を最大限に活かすためには、被後見人は後見人に自分の思いを伝え、お互いに信頼できる関係づくりに努めなければならない、また、後見人を信頼できなければ選任を取り消すこともできると私は理解しました。

１１月、精神疾患の家族会主催の講演会に参加しました。日本は障がい者を抱える家族の責任という考え方が根強いため、社会で支えるしくみづくりが遅れているとのことでした。また、オープンダイアローグによる治療(対話による治療)が有効であるとのこと、人間として対等の関係の中で回復し、成長してゆくという言葉が心に残りました。

廣田　雅恵

会員募集中です。　あなたも会員に！
私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正会員	〈入会金〉	個人 10,000円　団体１口 10,000円
	〈会　費〉	個人 12,000円　団体１口 20,000円
賛助会員	〈入会金〉	なし
	〈会　費〉	個人　3,000円　団体１口 10,000円

《連絡先》　特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ事務局
〒206-0804 東京都稲城市百村 1620-18
Tel & Fax 042-379-8485
Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp
URL: http://minaminokaze-social.net/
営業時間：10：00～16：00（土日祝日は除く）

南のかぜだより

＊＊＊　第7号　＊＊＊
2018年　夏号
発　行　特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ

「わたしの物語をつむぐ　あすへのノート」
キャッチコピーは、「終活ノートと呼ばないで！」

日野市にある青い鳥福祉会の協力を得て、残なきあとのことや成年後見制度について何度も意見交換を重ね、「障がい者の親や障がい者だけではなく、今の私たちにも家族にも必要なノートにしたいね」という思いがわき上がりました。使い方や工夫を加えてユニバーサルデザインをコンセプトとしたノートが出来上がり、現在、講演会等を通じて普及活動を行っています。

最初に頁をめくると、**「この物語の主人公はわたしです」**という出だしから始まります。わたしには誰もがなることができます。例えば、障がい者の親御さんがわたしになって、まずこのノートを書いてみてください。そして、次にわたしを障がいのあるお子さんに置き替えてお子さんの気持ちになってこのノートを作成します…、今まで気づけなかったお子さんの思いに気づくことができるかもしれません。ノートの説明会で、夫の分や両親の分をお買い下さる方も多いです。家族の数だけノートは必要になります。ノートの中のアクセント、ひまわりと止まり木の小鳥カット、タンポポの綿毛カットは会員の手書きによるものです。

第1章は、「未来のわたし」 － 未来には夢と希望があります。
第2章は、「わたしについて」 － 今の自分を見つめることができます。
第3章は、わたしの年表やわたしを真ん中に置いたソーシャルサポート(関係する人々等)をマップに書き入れます。書き進めて行くうちに、支えられ・支えていることを思い、生きる希望や力強さがわいてきます。
第4章は、「託したい人へ　つなぎたい人へ」です。子どものいない人、後見人のことなど考えていない人もこのチェックリストや介護や成年後見制度、遺言などの説明や、コラムなどを読んで試してください。託す人がいない方も今はメモとしてお使いください。きっといつか役に立つ日が来ると思います。

そのほか、財産に関すること(銀行預貯金や、暗証番号、ローン、クレジットカード、パスワードなど)の情報を最終頁に「袋とじ」ができるようにしています。また、処方箋袋を透明なクリアケースの中に随時入れ替えられるようにしています。皆様の知恵とアイデアでわたしの物語をつむいでください。そしてご意見をおきかせください。

<一口メモ>
熱中症対策
夏バテの
水分補給は**大事！！**
水より**緑茶**より**麦茶**
が良いそうです！！

弁護士による専門相談（有料・予約制）
～遺言・相続・成年後見制度・任意後見制度利用
日　時：毎月第2木曜日①13：30～②14：30～
相談料：30分　5000円
場　所：ソーシャルネット南のかぜ事務所
一般相談　(随時受付・要予約)
～福祉・介護保険・障害者総合支援法
・成年後見制度・権利擁護に関する事～
初回2時間まで無料（来所相談・訪問相談・初回のみ電話相談）
TEL・FAX　042-379－8485

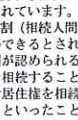

ソーシャルネット南のかぜの権利擁護活動に関する取り組み

南多摩地域及びその周辺地域に対して、判断能力が不十分でも、どんなに認知症が進行しても「生きていてよかった」と思えるように、社会福祉士と弁護士がチームを作りました。身近な地域で支えあう人が活動できるように、権利擁護活動に関する事業や、支援者を支える事業を行い、市民が地域で安心して暮していけるように地域福祉の増進に寄与することを目的としています。そして権利擁護講座を学んだ地域の方々が専門職とペアを組んで法人による監督のもと後見活動を行っています。

～地域後見人の活動を通して～

✿小川弘子

子どもの障害が成年後見制度と関わるきっかけとなりました。「子どもの将来を誰に託すか」は常に課題でした。某大学の市民後見人養成講座を受講。子の将来は法人後見人に託すという思いを強くした。一方、成年後見人の法律的な責任や何よりも利用者の人生を背負いこむ責任の重さを痛感、活動には躊躇がちにいました。そんな折、南のかぜの法人後見人としての活動を知り、権利擁護講座を受講し入会。平成28年より地域後見人としての活動を開始しました。長年福祉に関わって来たベテラン専門職の会員とペアを組んでの活動で実践を積んでいくため、私でも地域後見人としての活動に参加できたと実感しています。会員達が活動を検討し合い、みんなでみていく透明性も魅力です。皆さんも地域後見人になり一緒に活動しませんか。

✿鳩田典子

地域後見人としての活動のきっかけは、以前仕事で一緒だった方から権利擁護講座のお話をうけ、「いつかは役立つ事もあるかもしれないと思い講座を受講しました。

その後、地域後見人として活動してみないかとの話がありましたが、私にできるか大変不安でした。

福祉の資格も経験もあまりない私でしたが、南のかぜの会員の一人「大丈夫できるから」との言葉を信じて自分の勉強にもなるかなと思い活動を始めました。

被後見人が自分らしく穏やかな生活が出来るお手伝いができればと思っています。

訪問を楽しみに待っていただいていて明るく元気なお顔をみると、成年後見制度、地域後見人が身近なものになっていけば良いと思います。

法律コラム　　元公証人・弁護士　小田泰機

40年ぶりに相続法が改正される予定です。

高齢化社会が益々進展する等、現在の民法等のルールでは十分に対応仕切れなくなったためです。改正法の内容は多岐にわたりますが、新しく創設されることとなった配偶者居住権について簡単に紹介します。

改正法では、例えば、夫所有の建物で夫婦が同居し、夫が死亡して相続が開始した場合、妻は、この建物について、無償で終身（要するにタダで死ぬまで）住める権利を取得できると定められています。この権利を配偶者居住権といい、原則、遺産分割（相続人間の話し合い）あるいは遺贈（夫の遺言）で取得できるとされています。

この権利が認められると、居住に重きを置けば、妻が建物の所有権を相続することは必ずしも必要ではなくなります。妻は配偶者居住権を相続し、他の共同相続人が建物の所有権を相続するといったことが可能になります。それでどうなるかといえば、続きがあるのですが、与えられた字数を超えました。改正法については新聞やインターネットのウェブサイトにも担当詳しく書かれていますので、関心のある方はそちらを参照してください。

2018年度の今後の主な予定

- **会員連絡会**(隔月開催)　次回　9/11(火)
- **「私の物語をつむぐノート」説明会**
  ①　日野市地域包括支援センター 7/24(火)
  ②　NPO法人愛隣舎　7/30(月)
- **法律事例検討会** 7/27(金)　8/24(金)　9/21(金)
- **モニタリング**　9/21(金)
- **権利擁護講座**・・各回とも3回シリーズ
  第一回　9/15(土)　9/22(土)　9/29(土)
  第三回 2019/1/24(木)　1/31(木)　2/7(木)
  1日目「任意後見制度の実際」
  2日目「法定後見制度の実際」
  3日目「成年後見制度利用申立の実務と後見活動の実際」

2017年度事業報告と2018年度の事業目標

２０１７年度も前年度に引き続き、私たちソーシャネット南のかぜが使命とする誰もが「生きていてよかった」と思えるように、そして、身近な地域で支え合う人が活動できるように権利擁護に関する事業や支援者を支える事業を行い、市民が安心して暮らして行けるように地域福祉の増進に寄与することをテーマに実践してまいりました。

２０１８年度は次の５つの目標を定め地域に貢献していきます。

(1)権利擁護に関する相談から成年後見制度の実施に向けた活動を促進。
(2)地域後見人の育成と活動の促進。
(3)法人運営の財源の安定確保。法人後見受任事業等の業績を伸ばす。
(4)法人としてのコンプライアンスを遵守するため事例検討・モニタリング・スーパービジョンの実施。
(5)「わたしの物語をつむぐ　あすへのノート」活用促進。

新理事の挨拶　大鹿百合子

私の30年の実践の中で、アスペルガーで苦悩されている方々との出会いは、私の人生観を大きく変えるものでした。彼らは、空気を読まない、すぐ激昂する等誤解されていますが、読まないのではなく、脳の構造上読めないのだと気づきました。その経験から、障害をお持ちの方々の課題を一方的に拾い上げ、その解決策を模索する支援に虚しさを覚えました。もっと障害者の生き辛さに我々が感度を上げ、気づき理解を深めなければいけない、もし課題があるならば、それは社会の課題であり、改善すべきは我々が作ってきた社会の在り方だと思うようになりました。私はもともとフィールドワークを好んでいますので、理事として貢献できるか否かは疑問でありますが、気負わず、無理せず務めさせていただきます。

国家資格・社会福祉士　合格おめでとう

✿秋山和夫さん

私は、平成26年の設立記念式典時に、会員として入会しました。権利擁護の成年後見人活動に興味を持ちました。介護施設を運営していますが、成年後見人の役割が多くなっている現状があります。社会福祉士の資格で高齢者に役立つよう努力していきたい。

✿大輪光宏さん

昨年社会福祉士国家試験に合格し、活動せずに1年経過。今年は東京社会福祉士会にも入会して基礎研修受講から勉強してまいります。面倒見が悪く対人援助は自信なし。南のかぜでも後見業務は無理だと思いますが、書き物や情宣活動など下支えの仕事でお役にたてればと思います。

✿小川弘子さん

地域後見人としてスタートしました。より広い視野を持って活動出来ればと社会福祉士の資格を取りました。が、資格取得はスタート地点という思いを強くしています。

ドキュメンタリー映画　"さとにきたらええやん"　居場所の原風景

職場の研修を兼ねた上映会で見て感激しました。この映画は、大阪市西成区釜ヶ崎。"日雇い労働者の街"と呼ばれて来たこの街で38年にわたり活動を続ける「こどもの里」の物語です。"さと"と呼ばれるこの場所では0歳からおおむね20歳までの子どもを、障がいの有無や国籍の区別なく無料で受け入れています。（解説より抜粋）

"さと"で暮らす高校生のマユミちゃんが、自分の通帳からお金を下してお母さんに渡した時、こどもの里の館長、通称デメキンは、「あんたは優しいな。あんたはお母さんの味方なんやね。でも、私はあんたの味方やからな。これはあんたのお金やで（大体そんな感じ）と言います。彼女のお母さんを思う気持ちは否定しない・・。全編、優しさに溢れています。映像も生活の場を美しく切り取っています。全国で自主上映などしています。機会があれば、是非、ご覧ください。（田村篤子）

ホットひと息　お金の話
社会福祉士・社労士・FP　音川敏枝

3,000万円ないと老後が厳しい？

お金に関する満足度は人それぞれと分かっているけど、それでも気になるのが巷の情報。

豊かな老後を送るには3,000万円必要？と聞けば、心穏やかでない人も多い。但し、定年・退職時等のお金だけで判断はできないのが現実。高齢期は家庭の事情が複雑に絡み、まさに人生いろいろ・・。

例えば、自宅は賃貸か、持ち家か(マンションか戸建か)、加入年金は厚生年金か国民年金のみか、定年等の後の就労収入の有無などでも違ってくる。

確かに言えるのは、現役時代から預貯金や投資などを含めたコツコツ積み立て等や、家計に関し夫婦等のコミュニケーションを大切にしてきたかどうかの差が、就労収入がないリタイア後にジワーッと表面化するということ。

不安がある人はせめて今から、長寿時代に備え我家の家計について関係者と話し、考え、工夫し、実行していくのもいいかも知れない。

５つの生活場面
（個人の権利、生活環境、健康管理と医療、労働と社会生活力の向上、安全な環境）

Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

米国ニュージャージー州の人権保護団体(The Guardianship Association of New Jersey, Inc)が刊行している「日常生活における権利と責任を具体的に理解するために "Where Human Rights Begin: Human Rights and Guardianship for Individuals with Developmental Disabilities"」という発達障害（developmental disabilities）者のための活動報告書の第１部に自己決定：権利と責任の例が記載されています。その中の「26の権利と責任 "Summary Chart Of 26 Human Rights"」について、この「南のかぜだより」に連載しています。（1.「Respect」は前号に記載）。26の権利は５つの主要領域に分類されています。すなわち個人の権利（Personal Right）、生活環境（Living Arrangement）、医療（Health Care）、労働と新しい生き方の構築（Work & Habilitation）、安全な環境（Safe Environment)の５つです。前回までに第１の生活場面の５つの権利について連載してきました。今回より、第２の生活場面、生活環境（Living Arrangements）に関する権利の連載が始まります。

6.「Services」について

Right:「To have services that you need like a safe and clean place to live」
Sample Responsibilities :「To follow safety rules」
「To take care of your home」

自分が必要とするサービスを受ける権利があると示されています。
例として、安全で清潔な住まいを提供されることが挙げられています。
その一方で、その権利に対して、①安全規則に従う事と、②自分の家を管理する事の２つの義務が挙げられています。求めるサービスを受けるには、守らなければならないルールがあることを教えています。
（小川弘子）

手作り会を開催して

定期的に会員が集まり、バザーに向けて作品作りをしています。ネクタイを使ったネックレスやシュシュを作りました。素敵な作品が出来上がっています。次回のバザーが楽しみです。（矢島）

編集後記

今年は4年に一度のサッカーワールドカップ、２０１９年はラグビーワールドカップが日本で開催、そして２０２０年は東京オリンピック・パラリンピックですね。

２年連続で世界中から大勢の人が来日してお祭り騒ぎになりそう。熱中症にならないように今から体力つけねば！　（廣田）

会員募集中です。　あなたも会員に！

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。
正 会 員　〈入会金〉　個人 10,000円
　　〈会　費〉　個人 12,000円
賛助会員　〈入会金〉　なし
　　〈会　費〉　個人　3,000円　団体1口 10,000円

《連絡先》　特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ事務局
〒206-0804 東京都稲城市百村 1620-18
Tel & Fax 042-379-8485
Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp
URL: http://minaminokaze-social.net/
営業時間：10：00～16：00（土日祝日は除く）

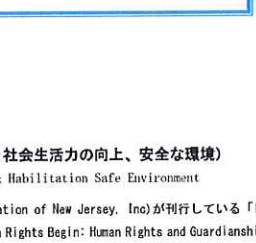

南のかぜだより

＊＊＊　第8号　＊＊＊
2019年　新春号
発　行　特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ

新春のお慶びを申し上げます
みなさまの幸多かれとお祈り申し上げます

特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜは、うぶ声を上げて早6年目を迎えます。
私たちの目指したことの一つに、法人後見人として2人一組による活動があります。

後見人って何をしてくれるのかな？

その人が認知症になっても
知的や精神に障がいを抱え判断能力が不十分でも
いつまでも住み慣れた街で、安心して暮らせるように

その人の思いを大切に
その人の思いを実現するために

その人だけの専属相談員として、
その人だけの人生の伴走者として、ずーっと一緒に歩んで行きます。
その人だけのみまもり人として、後ろから必ず見守っています。

本人を真ん中に！

＜　南のかぜの相談内容のご案内　＞
弁護士による専門相談（有料・予約制）
～遺言・相続・成年後見制度・任意後見制度利用等～
日　時：毎月第2木曜日①13：30～②14：30～
相談料：30分　5000円
場　所：ソーシャルネット南のかぜ事務局
一般相談・随時受付
～福祉全般・介護保険・成年後見制度・権利擁護に関する事～
初回2時間まで無料（事務局相談・訪問相談（要予約）・電話相談含）
TEL・FAX　042-379-8485

「わたしの物語をつむぐノート」の活かし方

ちょっと前までは、親に、遺言書を書いてというと、早く死ねという様ではばかられることだったのですが、「エンディングノート」「終活」という言葉が使われることで自分のことを真剣に考えることにつながっているのではないかと感じています。子どもから親には、死後のことは聞きにくのですが、いま話題のノートだからとプレゼントすれば、きっと良いきっかけになるのではないかと思います。銀行口座や個人情報を記入する頁は袋とじ、常に新しいものと差し替えられるようにと処方箋袋もついています。あとは、保管場所を親子の合言葉にしては如何でしょう。そして何よりも、何があったときのためにも、ご自身が考えて、大切なものを整理しておくことをお勧めしたいと思います。

平成29年改正介護保険法等による制度改正の主なポイント

平成29年改正介護保険法は、「地域包括ケアシステム」の強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」として平成30年4月1日施行されました。（利用者負担割合の見直しは8月1日施行）高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図ることとともに制度を維持可能なものとし、国の財政負担の公平化を図り、サービスを必要な人に必要なサービスを提供されることが趣旨とされています。主なポイントは次のとおりです。

1. 自立支援・重度化防止のための仕組みが強化されました。

保険者（市町村）に対して、データ分析を踏まえた「自立支援・重度化防止」の短期目標設定・達成評価を義務付け、これに対する交付金の設けを通じて、「保険者機能強化推進交付金」を設けて自立支援・重度化防止の高齢者の実績が上がった保険者に対しインセンティブを付与し、実績評価を新たな取り組みへとつなげながら、PDCAサイクル（計画→実施→評価→改善）サイクルを機能させるというものです。

2. 新しい介護保険施設として、医療と介護の連携施設「介護医療院」が創設されました。

長期にわたる療養が必要な要介護者に対して、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として、「介護医療院」が創設されました。現行の「介護療養病床（介護療養病床）」は2024年3月末で廃止されます。

3. 新たに高齢者と障害者の両方にサービスを提供するための両制度にまたがる形で「共生型サービス」が創設されました。

「我が事・丸ごと」・社会福祉法が改正されました。「我が事」とは、地域住民や地域の多様な主体が、地域課題を自分たちのこととして捉えること、「丸ごと」とは制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手・受け手」という関係を超えて、人と資源をつなぐことです。このビジョンに関して社会福祉法の内容は、「地域福祉の推進」について「地域課題の解決のための責務」について「地域住民等の支援関係機関の連携」について「市町村・都道府県の役割」について「地域住民と行政等との協働」について「福祉分野の横断的な支援体制づくり」「福祉分野における地域福祉（支援）計画の策定を努力義務とすること」が盛り込まれました。

4. 自己負担が2割の利用者のうち現役並みの所得がある利用者には3割負担が導入されました。

利用者負担割合が2割の方（現役並み所得がある人）のうち、特に所得の高い方のサービスを利用した時の利用者負担割合が3割に引き上げられました。ただし、月額4万4千4百円の負担の上限（高額介護サービス費）があります。

5. 介護納付金への総報酬割が導入されました。

第2号被保険者の保険料は介護納付金として医療保険（健康組合、共済組合、各医療保険者）に賦課し加入している医療保険者（協会けんぽ）に一括納付金の負担すべき費用を納付金として負担しています。入者数に応じて負担しています。これを被用者保険では「報酬額に比例した負担」（総報酬割）とすることとなりました。

この制度は現行の2020年度からの全面導入までの段階的に実施されます。（原星子）

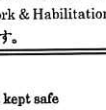

法律コラム

元公証人・弁護士　小田泰機

「配偶者居住権」とは？

夫婦、子供一人、夫が亡くなって相続が開始し、相続財産は、夫婦が住んでいた夫所有の建物、時価3,000万円相当と現金・預貯金3,000万円とします。これまでの相続では、妻二分の一、子二分の一の割合、つまり妻、子とも、価格にするとそれぞれ3,000万円を相続することになります。妻が建物を相続した場合、現金・預貯金は相続できず、今後の生活費に困ります。妻が現金・預貯金を3,000万円相続すると、住む場所がなくなります。

改正相続法により、妻が配偶者居住権（評価額1,000万円）を取得し、現金・預貯金2,000万円を相続し、子が建物の所有権（評価額は配偶者居住権の評価額を差し引いた残額2,000万円）、現金・預貯金1,000万円を相続することにすれば、これまでの相続の不具合を避けることができます。配偶者居住権の評価額をいくらにするかが問題ですが、所有権の価格よりは当然相当額下回りますので、その差額相当額の現金・預貯金を妻は相続できますので、当面の生活費に困ることはないでしょう。これは一例ですが、配偶者居住権を活用することにより、夫死後の妻の生活は守られることが期待されます。

成年後見制度を学びましょう〃

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。
成年後見制度には、判断能力が不十分になる前に、あらかじめ契約により「誰に」「どのようなことを支援してもらうか」決めておく任意後見制度と、判断能力が不十分になってから家庭裁判所に利用の申立て後、審判によって、援助者として成年後見人等が選ばれる法定後見制度があります。

「ソーシャルネット南のかぜ」では、制度の概論を学び、更に制度利用のための手続きや方法・実務、後見人活動の実際などについての概略を下記の権利擁護講座でお伝えしていきます。

〈開催日と講座内容〉
第一日目　2019年　1月24日(木)「任意後見制度の概要と実際」
第二日目　2019年　1月31日(木)「法定後見制度の概要と実際」
第三日目　2019年　2月　7日(木)「制度利用の申立ての実務と後見活動の実際」
会場　：　特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ　事務所
講師　：　社会福祉士(東京家庭裁判所成年後見人等候補名簿登載者)
開催時間　：　いずれも午後13:30～15:30
費用　：　4,000円(「わたしの物語をつむぐノート」付き)

地域活動のおすすめ

最近は人生100年時代と言われます。その前は3Sが流行りました。ピンピンコロリですが、そんな簡単に実行できればよいですね。苦労はないですね。しかし、周りの70代以上の方々はとても元気な方が多くあの元気の秘訣は何かしら？と改めて考えてみると、多くの方はいろいろと地域社会と関わりを持っていることに気が付きました。

人の役に立つ社会貢献活動、趣味への活動、おしゃべり会や体操への参加など、**とにかく何かしら人と関わりながら日常生活を送る事が元気を保つことにつながっているように感じます。**

頼れるのは週一、月一、毎日などの自分の体調と相談しながら行う、また、電車やバスで通う範囲から徒歩圏内の活動まで決して無理しないことも重要な視点のようです。

人と関わることで健康とボケ防止が手に入るなんてお得ですね。自宅で待っているのは難しいです。自分から外に出かける勇気を持ってみましょう。私も先輩達を見習い、地域活動を続けていこうと思っています。（岡田雅恵）

ホットひと息　お金の話

社会福祉士・社労士・ＦＰ　音川敏枝

長生きなのに年金が減る
～それでも年金は「お宝資産」

賃金と物価の上昇に伴い、公的年金の支給額が調整されるしくみ(マクロ経済スライド)が、平成31年度に発動される見通しとなった。つまり、本来の年金額より年金額が減る。それでも2ヵ月に1回入金される年金はお宝資産だ。

統計によれば、同級生が90歳まで生存する割合は、男性が4人に1人・女性は2人に1人(簡易生命表・平成29年)。しかし、これで驚いてはいけない。

昭和25年生まれの男性が約3人に1人・女性は約5人に3人、昭和45年生まれの男性が、5人に2人・女性は3人に2人が90歳まで長生きする見込みの統計が公表された（平成30年10月社会保障審議会）。

寿命が延びた分、年金と預貯金取り崩しだけで暮らせない時代になった。そのとき慌てないため、メリハリのある家計管理が現役時から求められています。

今後の予定

① 会員連絡会・・隔月開催
次回　1／23（水）
② 法律事例検討会　1/25　2/22　3/22
③ モニタリング　1/9
④ 第三回 権利擁護講座
1/24(木)、1/31(木)、2/7(木)　13:30～
1日目「任意後見制度の実際」
2日目「法定後見制度の実際」
3日目「成年後見制度利用申立の実務と後見活動の実際」

総会は、5月26日(日)の予定です。

5つの生活場面
（個人の権利、生活環境、健康管理と医療、労働と社会生活力の向上、安全な環境）

Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

米国ニュージャージー州の人権保護団体(The Guardianship Association of New Jersey, Inc)が刊行している「日常生活における権利と責任を具体的に理解するために“Where Human Rights Begin: Human Rights and Guardianship for Individuals with Developmental Disabilities”」という発達障害(developmental disabilities)者のための活動報告書の第1部に自己決定：権利と責任の例が記載されています。その中の「26の権利と責任“Summary Chart Of 26 Human Rights”」について、この「南のかぜだより」に連載しています。(1.「Respect」は前号に記載)。

26の権利は5つの主要領域に分類されています。個人の権利（Personal Right）、生活環境（Living Arrangement）、医療（Health Care）、労働と新しい生き方の構築（Work & Habilitation）の5つです。今回は、生活環境（Living Arrangements）の二つめの私物についてです。

7.「Personal　items」(私物) について
Right:　To have your own money, clothing, and personal items kept safe
Sample Responsibilities:　「To take good care of your things 」
「To leave other people's things alone」

私たちは大切な物を所有する権利があります。物とは、お金、衣類、電化製品、ＤＶＤ、思い出の品、アルバム、公的な書類（身分証明書、保険証）などです。欲しい物や必要な物を選択し、所有し、管理し、大切にするためには、家族や支援者が、「本人の私物」という意識を持ち、子どもの時から自分で選ぶことを経験できるような環境作りが大切です。良かれと思って親や支援者が物を選択したり、制限したりしていないでしょうか。(小沢洋一)

柚子は効果万能！しかも多彩な効能のスーパーフルーツだった！

1 柚子の効果や効能ってどんなものがあるの？
①抗酸化作用②血管・血液の改善、コレステロール値を正常に戻す③疲労回復・静穏作用④血行改善⑤美白・皮膚の保水効果

2 柚子を生活に取り入れよう！でもどうやって摂取したらいい？・浴槽　・ドレッシング　・シロップ等が効果的
(事務局　矢島)

編集後記

2018年は10代の活躍が目立った年でした。藤井7段が100勝達成。フィギュアスケートの紀平さんもデビュー年にグランプリファイナル優勝、卓球では張本君が史上最年少のグランプリ、みま・ひなペアがグランドファイナル優勝。まさに、後生おそるべし…。人生100年時代、我々もまだまだ、時間があります。がんばりましょう。(田村)

会員募集中です。　あなたも会員に！

私たちの活動は、会員の会費に支えられています。

正 会 員　〈入会金〉個人1000円　団体1口10000円
〈会　費〉個人12000円　団体1口20000円
賛助会員　〈入会金〉なし
〈会　費〉個人　3000円　団体1口10000円

《連絡先》　特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ事務局
〒206-0804 東京都稲城市百村 1620-18
Tel & Fax 042-379-8485
Mail: minaminokaze@triton.ocn.ne.jp
URL: http://minaminokaze-social.net/
営業時間：10：00～16：00（土日祝日は除く）

南のかぜだより

＊＊＊ 第9号 ＊＊＊
2019年 夏号
発 行 特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ

皆様のおかげでNPO法人開設から6年が経過いたしました。
運営体制や財政状況も安定し、これからも地域の中で信頼される法人として
成年後見制度を柱として権利擁護の推進に寄与していきたいと思います。

この度、3人目の理事長となりました大輪典子です。これからも法人後見活動と合わせて、
権利擁護講座や講演会を通して地域に根差した活動をしていきたいと思います。

法定後見受任件数は30数件になりました。現在の会員数は26人です。
成年後見制度の後見人を個人ではなく法人にお願いしたいという方は多く、
地域のなかで活動できる会員を一人でも多く増やしていくことが課題となっています。
ますます、身近な地域で支えあう仕組みが必要となります。
成年後見人も、身近にいて、地域のことをよく知っていて、そして
本人と一緒に考えてくれる人であることが大切です。
一歩一歩着実に地域の中で活動を続けていきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。

第6回2019年定期総会報告

5月26日（日）稲城市立Iプラザにて開催されました。提出議案全てが承認され、新理事長に大輪典子、副理事長に大熊敏子・大島祐子が選任されました。

総会後、東京社会福祉士会　権利擁護センターぱあとなあ東京業務執行理事　熊倉千雅氏を講師に迎え「成年後見制度利用促進の現状について」の勉強会が開催されました。

【2018年度事業報告と2019年度事業目標】

◆2018年度は後見業務実施にあたり、当法人独自のガイドラインを作成しました。また前年度に引き続き、地域に生きる誰もが「生きていて良かった」と思える地域づくりを理念に活動方針を定め、地域の方々や支援機関の皆様との連携強化に努めながら活動を展開し着実に活動成果を上げてまいりました。

◆2019年度は次の4つの事業方針を定め、地域づくりにさらに貢献していきます。

1) 法人運営の財政的安定化
2) 地域後見人（市民後見人）の育成
3) 地域の各機関、団体等との協働事業の促進
4) コンプライアンスの遵守と会員の研修

講演会 メリットを感じる成年後見制度とは？

講師・赤沼康弘 弁護士

成年後見制度はどのように変わらなければいけないのか…？
誰もが利用しやすい成年後見制度にするために、地域にどのような仕組みづくりが必要か…？
地域で考える機会となればと企画しました。

《講師プロフィール》
弁護士（東京弁護士会）、1977年弁護士登録
東京弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」の設立に深くかかわり、東京弁護士会、日本弁護士連合会の高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長を歴任

日本成年後見法学会副理事長
同学会成年後見制度改正研究委員会委員長　立川市社会福祉協議会あんしんたちかわ運営委員会の委員　長東京社会福祉士会の理事

日　時：令和元年10月12日（土）
講演開始 14：00～16：00　開場 13：30～
（個別相談 16：00～17：00）
会　場：稲城市地域振興プラザ4F
〒206-0802　東京都稲城市東長沼 2112-1
（稲城市役所・稲城消防署そば）
募　集：**100人**　（参加費**無料**）申し込み順で受け付けます。
申　込：特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ
TEL／FAX 042-379-8485（担当：矢島・大道）

講演会終了後、個別相談を受け付けます。
個別相談のある方は、あらかじめご連絡ください。
（要 事前申し込み）

後見制度支援預金を御存じですか？

後見支援預金とは、被後見人の財産のうち、日常的な支払いをするのに必要十分な金銭は、後見人自身で管理し、日常的に使用しない金銭を一後見制度支援預金一として別の口座で管理する仕くみです。通常の口座の預金と異なり、後見支援預金口座の入出金等や、口座解約の取引には、裁判所が発行する一指示書一が必要です。それによって財産の管理の透明性が増し、不正使用を防ぐ仕組みになっています。視る族の方々にも理解されやすい仕組みだといえます。また、メガバンクだけでなく信用金庫や信用組合に預金できますので、利用しやすくなっています。

法定後見制度または、未成年後見制度の被後見人の方を対象としていますので、被保佐人や被補助人、任意後見制度のご本人は利用することができません。

似たような制度に後見支援信託があります。信託との主な違いは限度額です。①預入金額や期限に制限がない。②専門職後見人（弁護士・司法書士等）に限定されず、親族等後見人（家庭裁判所の利断による）の利用が可能などです。

（齋田雅恵）

法律コラム

元公証人・弁護士　小田泰機

「配偶者短期居住権」とは？

改正相続法では、配偶者居住権とは別に配偶者短期居住権（以下「短期居住権」という。）が設けられています。相続開始時に被相続人の財産である建物に同居していた（無償で居住していた）配偶者は、一定の期間その建物（居住建物）に継続して無償で住むことができます。これを短期居住権といい、相続開始と同時に、配偶者はこの権利を取得します。配偶者居住権は、原則として遺贈あるいは遺産分割により取得されるのですが、短期居住権は相続が開始されると同時に当然取得される権利です。これは、配偶者が常に配偶者居住権を取得するわけではなく、また別の相続人あるいは第3者が遺言あるいは遺産分割で居住建物の所有権を取得することもあるため、近年のように配偶者が高齢の場合など、特に居住の保護の必要性が高いことから設けられたものと考えられます。短期居住権は、遺産分割により居住建物の帰属が確定した場合は、その確定の日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日、遺産分割以外で居住建物の取得者がいる場合（例えば遺贈）、その取得者から短期居住権の消滅の申し入れを受けた日から6か月を経過する日まで権利が存続します。この短期居住権と配偶者居住権が相まって近年における高齢の配偶者の居住の保護が図られているわけです。これで万全かどうかはケースによって異なるでしょうが、多くの場合は残された配偶者の住む家は確保されるのではないでしょうか。

新会員の紹介

脳性麻痺による四肢機能障害の一人息子の親亡きあとを昨年末に多摩市社会福祉協議会に相談、私の思いが通じ後見人の紹介をお願いいたしました。

一、当人は41才と若いので、「個人」ではなく「法人」による後見。

二、「見守り」にも注力頂ける後見一女性による後見

三、「NPO法人ソーシャルネット南のかぜ」を紹介されて、本年5月家裁により一後見人に選任されました。

一裁判一支部の方々は、法人活動をされていくと思い、会員登録を致しました。

（大西基之）

「つながりパークいなぎ2019」に参加して

6月23日（日）に稲城市立Iプラザにて開催された地域振興プラザ・児童・発達障害者・家族・関係者・支援者・交流会に、障害者参加する団体・個人・階段・年代・障害者・参加者・業者・短内容説明会場者に出展、参加4者参加者・ブース・会場・台・展示・会・会・場・間・会・者・説明・者・者・者

南のかぜだより

＊＊＊　第１０号　＊＊＊
２０２０年　新春号
発　行　特定非営利活動法人
ソーシャルネット南のかぜ

謹賀新年

ゆく年　くる年

特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜは、設立から７年目を迎えます。2016年成年後見制度利用促進法が施行され５年目を迎えます。地域の中で非営利活動団体として法人後見を受任することの意味について、しっかりと考えていかなければならない時期になっていると感じています。これまでの実践を生かして、実践家として地域に貢献して参りたいと思います。引き続きご支援いただきますようよろしくお願いいたします。

台風のため中止した講演会を３月に行います。皆さん、ご参加ください。

成年後見制度利用促進法で、何が変わるのか！

成年後見制度はどのように変わらなければいないのか…？
誰もが利用しやすい成年後見制度にするために、地域にどのような仕組みづくりが必要か…？
地域で考える機会となれば…と企画しました。

講師：赤沼康弘 弁護士

《講師プロフィール》
弁護士（東京弁護士会、１９７７年弁護士登録
東京弁護士会高齢者・障害者総合支援センター「オアシス」の設立に深くかかわり、東京弁護士会、日本弁護士連合会の高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員長。日本成年後見法学会副理事長。同学会成年後見制度改正研究委員会委員長。立川市社会福祉協議会あんしんたちかわ運営委員会委員長。東京社会福祉士会理事。

日　時：３月１４日（土）開場13：30～
講演開始 14：00～16：00（個別相談 16：00～17：00）
会　場：稲城市地域振興プラザ４Ｆ（稲城市役所そば・稲城消防署となり）
〒206-0802　東京都稲城市東長沼 2112-1
募　集：**100人**　申込・先着順（参加費：**無料**）
申　込：特定非営利活動法人ソーシャルネット南のかぜ
TEL／FAX 042-379-8485（担当：矢島・大道）
E-mail：minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

講演会終了後、個別相談を受け付けます。個別相談のある方は、相談希望をあらかじめご連絡ください。

「今年、2020年　注目すること」

何と言っても東京オリンピック・パラリンピックですね。
外国人観光客数もさらに増加し、多国籍、多民族が一緒にお祭りマンボ。
ピーヒャラピーヒャラ、ワッショイワッショイ！
多少のトラブルには目をつぶって…さあ素敵な年になりますように。

私が注目している種目は車いすテニスです。いつもあの素早い動きに感動してしまいます。皆さんはどの種目を応援しますか？
フレーフレー日本！！

法律コラム

元公証人・弁護士　小田泰機

「自筆証書遺言」とは？

これまでこのコラムでは改正相続法の配偶者居住権（短期及び長期）について簡単に説明してきましたが、今回は、自筆証書遺言に関する改正について紹介します。ご存じのとおり、自筆証書遺言はある意味簡単に作成できる（筆記具と紙、ハンコがあればよい）反面、全文を自分で書き（自筆）、作成年月日を記載して署名し（これも自筆）、押印することが求められ、高齢者（近年増えつつある）や障害のある人など自書能力が衰えている場合、遺言書の作成は難しいとも言われています。そこで、改正法では、その点を多少なりとも緩和するため、遺言に別紙として目録を添付し、これを遺言の内容として引用するときは、この目録については、自書は要しない（不要）とし、目録のページごとに遺言者が署名押印をすれば良いとしました（改正民法第９６８条第２項）。この改正により目録は、ワープロで作成しても、第３者（遺言者でない人）が作成（代筆）しても、また、場合によっては不動産の登記事項証明書や預貯金通帳の写しなどを目録にしても、目録のページごとに遺言者の署名押印があれば構わないことになりました。財産の数が多い場合などはこの緩和は相当役に立ちそうな気がします。この改正法は２０１９年１月１３日から施行されていますので、今は、この方法での自筆証書遺言の作成ができます。

公証役場とは！

公証役場をご存じですか？渡瀬恒彦さん主演のテレビドラマ「世直し公務員サ・公証人」をご覧になった方は、番組冒頭で公証役場の説明が流れるためご存じかもしれません。

公証制度とは、国民の私的な法律紛争を未然に防ぎ、私的法律関係の明確化、安定化を図ることを目的として、証書の作成等の方法により一定の事項を公証人に証明させる制度です。

公証人は、国家公務員法上の公務員ではありませんが、公証人法の規定により、判事・検事・法務事務官などを長く務めた法律実務の経験豊かな者の中から法務大臣が任免し、国の公務をつかさどるものであり、実質的意義における公務員に当たると解されています。

公証人は、法務省の地方支分部局である法務局又は地方法務局に所属し、法務大臣が指定する所属法務局の管轄区域内に公証役場を設置して事務を行います。公証役場とは、公証人が執務する事務所のことです。

公証人は、全国に約５００名おり、多摩地区には武蔵野・立川・八王子・町田・府中・多摩の６つの公証役場があります。都内の公証人は都内であれば出張できますが、都外への出張はできません。依頼主が出かけて行く場合は全国どこでも構いません。

公証人は国から給与や補助金など一切の金銭的給付を受けず、国が定めた手数料収入のみによって事務所を運営しており、手数料制の公務員ともいわれています。詳細は法務局のホームページをご覧ください。

（法務局 HP、東京公証人会 HPより引用　小川弘子）

公証人は
○公正証書で契約書を作りあなたの大切な財産を守ります。
○公正証書で遺言書を作り、大切な人に遺産を譲ります。秘密も確実に守れます。
○会社の設立定款を認証し、あなたの大切な会社の設立を支援します。
○公正証書で任意後見契約書を作り、あなたの大切な老後を守ります。
○公証業務に関する相談は無料です。
○費用は「公証人手数料令」に旅費や日当も含め定められており明確です。

学習会のご案内

「老い支度と新しい遺言書の仕組み」

講師：福島秀郎　司法書士

2019年から「自筆証書遺言」制度が変わりました。そして2020年度から作成した遺言書を法務局で保管してもらうことができるようになりました。改正点のポイントなどについて、専門職である司法書士から分かりやすく説明してもらいます。自らの生き方と遺志を伝えるためにも公的な文書である「遺言書」について一緒に学びましょう！
日時:2020年２月８日(土) 開場9:30　講演10:00～11:30
会場：稲城市地域振興プラザ４Ｆ(市役所そば、消防署となり)
〒206-0802　稲城市東長沼２１１２－１
定員：３０人申込・先着順（参加費：**無料**）
申込：NPO法人ソーシャルネット南のかぜ（矢島・大道）
TEL/FAX：０４２－３７９－８４８５
E-mail：minaminokaze@triton.ocn.ne.jp

活動紹介

10月23日、日野市にて権利擁護講座がありました。対象は障害者とその家族です。成年後見制度と26の権利について説明しました。
11月25日、「日野市地域包括支援センターあさかわ」の物忘れ予防講座で「わたしの物語をつむぐあすへのノート」の説明をしました。（大輪典子）

映画紹介

その１「道草」

監督：宍戸大裕
２０１８年／日本／９５分
この映画は、重度の知的障害、自閉症、強度行動障害を持つ方がサポートを受けつつ地域生活を送っている姿を映したドキュメンタリーです。
サポーターと二人で散歩する姿が、何とも言えず静かで美しく印象的です。

その２「いろとりどりの親子」

監督：レイチェル・ドレッツィン
２０１８年／アメリカ／英語／９３分
この映画は様々な〝違い〟を持った６組の親子が直面する困難と、その経験から得られる喜び・愛を描いています。
あとは見て感じ取ってください としか言えないのですが、どうやって見るのか？と思われますよね。これらの映画は、自主上映のためのフィルムの貸し出しを行っています。題名でホームページを検索してください。貸出期間、費用、方法はさまざまです。ぜひ、地域の仲間で、職場の仲間で、上映会を企画してみてください。（田村篤子）

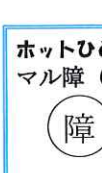

５つの生活場面の２６の権利と責任

（個人の権利、生活環境、健康管理と医療、労働と社会生活力の向上、安全な環境）

Personal Living Arrangements Healthy Care Work & Habilitation Safe Environment

26 の権利は **5** つの主要領域に分類されています。個人の権利（Personal Right）、生活環境（Living Arrangements）、医療（Health Care）、労働と新しい生き方の構築（Work & Habilitation）の５つです。
今回は、生活環境（Living Arrangements）の三つめの電話についてです。

第９番目は、日常生活に関する権利のＰｈｏｎｅ（電話）に関する権利です。
権利：常識の範囲の時間帯に電話をしたり、電話を受けることができます。
責任の例：①家の規則を守って電話をしたり、電話を受けたりすることが大切です。
②自分の電話代を払うことも求められます。
③電話をしたり受けたりする時に相手のプライバシーに配慮します。

『電話は、郵便物（職員が点検したり開封してはならない）と同じように、直接対話(取り継ぎなしで)することができる。支援が必要な時は別である。本人自身が電話に出ることが困難な場合には、誰かに電話にでたりノートをとることを依頼できる。発達障害者は、個別のサービス計画で制限されない限り、後見人からの指示がない限り、他人の権利を侵すような事例（例えば、いたずら電話・非常識な時間の電話・必要ないのに緊急電話番号に電話すること）がない限り、誰とでも会話する権利がある。本人は、職員によって家族や友人に電話するように奨励される。その際には、身体的な支援が差し伸べられる。電話は、個人の居場所(private place)で使われる。コードレスの場合も同じであるべきである。適当な時間を選び、異なった状況や場面を想定して、互いの目課（例えば、睡眠を妨げない）に配慮して電話する。本人は、個人的な電話であれば料金を支払わなければならない。家でも職場でも携帯電話でも同様である。』
翻訳するとこのように書かれていますが、スマートフォンの普及により、これまでの考え方が大きく変化しています。詐欺や事件が、電話やSNSによって起こっています。受信・発信することで自らのプライバシーが危険にさらされることを知ることも必要となっています。（大輪典子）

ホットひと息

マル障（心身障害者医療費助成制度）をご存知でしょうか

障

対象となる方は、都内に住所を有する、
①　身体障害者手帳１・２級の方
②　愛の手帳１・２度の方
③　精神障害者保健福祉手帳１級の方
（③は、平成31年１月１日から対象になりました。）

対象とならない方は、生活保護受給の方、65歳以上になって上記手帳の対象になった方、一定の所得のある方です。
助成となるのは、医療費自己負担分から一部負担金（食費等）を差し引いた費用です。
申し込みは、住所地のある区役所、市役所、町村役場窓口となります。

特に、精神障害者の方で、長期入院をしている場合、手帳の更新をしないでいると、状態が変わって、１級となりマル障の対象者になっていることがよくあります。
たとえば、障害厚生年金２級を受給している精神障害者は、自動的に精神障害者保健福祉手帳２級判定となり、マル障の対象とはなりません。しかし、２級だった精神症状が１級相当に変化していると思われる方は、手帳更新時に診断書による判定を受ける事で、精神障害者保健福祉手帳１級判定となった場合は、新たにマル障の対象となります。（大庭百合子）

—ありがとう、Blossoms Team—

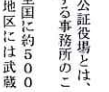

4年前からスイッチが入りました。燃えました。エキサイティングしっぱなしでした。
この44日間、日本でのＲＷＣ開催は一生に一度って言われていましたが、最高でした。
なぜって？このスポーツの素晴らしさに感動したからです。
One for all, all for one.激しいスクラム、ラインアウトからのモールはひたすら力の勝負、でもラグビーの妙はここから、頭脳と技のボールパス、これこそワンチームの表現だ
信頼と繰返し練習したプランが花開く時、観衆の歓声でこれでもかとどどろき響く
そしてノーサイド、互いを認め合いリスペクトして讃え合う
日本の観衆も参加国の国歌を歌って楽しみ応援しました。
どのチームも日本式のお辞儀をしてくれましたね。最高！
RUGBY　WORLD　CUP　ぜひ、また日本で！　（大島祐子）

会員募集中です。　あなたも会員に！
私たちの活動は、会員の会費に支えられています。
正 会 員：〈入会金〉10,000 円〈年会費〉12,000 円
賛助会員：〈入会金〉なし
〈年会費〉個人 3,000 円 団体１口 10,000 円

特定非営利活動法人　ソーシャルネット南のかぜ
〒206-0804 東京都稲城市東長沼 2100-1　サングレイス 208
TEL&FAX：042-379-8485
Mail：minaminokaze@triton.ocn.ne.jp
URL：http://minaminokaze-social.net/
営業時間：10：00～16：00（土日祝日は除く）